

岩手県告示第 905 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成 21 年 12 月 4 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1（1）路線名 340 号

（2）供用開始の区間 下閉伊郡川井村大字小国第 2 地割字中沢 15 番 7 地先内

（3）供用開始の期日 平成 21 年 12 月 4 日

（4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局土木部

イ 期間 平成 21 年 12 月 4 日から平成 22 年 1 月 4 日まで

2（1）路線名 342 号

（2）供用開始の区間 一関市巖美町字下真坂 2 番 19 地先から字天王 153 番 1 地先まで

（3）供用開始の期日 平成 21 年 12 月 4 日

（4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部

イ 期間 平成 21 年 12 月 4 日から平成 22 年 1 月 4 日まで